導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長崎県長与町は、長崎市の中心部から約10kmの位置にあり、北東は琴ノ尾岳（451.4 ｍ) を含む、300 ～400 ｍの山岳地を境に諫早市、西は崎野ノ鼻から南に延びる50～150 ｍの小丘陵で時津町と接し、さらに南は150 ～400 ｍの山々で長崎市と接している。
　また、長与町のシンボルとも言える長与川（延長約８km）が、その源を琴ノ尾岳中腹に発し、町の中心部を南から北へ流れ、波静かな大村湾に注いでいる。

明治22年４月に町村制が施行され、人口約５千人の長与村が、昭和44年１月の町制施行の時点で、人口13,504人の町となった。本町は純農村地帯として、柑橘栽培が主体として発展を続けてきたが、昭和45年頃から長崎市街地が北部へ伸びるに伴い、住宅都市としての要素が高まり、宅地化が進み、都市化とともに、町の人口も急増し、昭和45年当時と比較すると、昭和55年で2.1倍、平成2年で2.4倍、平成12年で2.9倍、平成22年で3倍、平成27年の国勢調査によると42,548人となっており県下の町では最大の人口となっている。

しかしながら、15歳以上就業者の通勤先を見てみると、平成27年の国勢調査では就業者数19,682人のうち48.9％が長崎市へ就業しており、町内就業率は34.6％と町内の中小企業における人手不足の改善が一つの課題となっている。

また、町内の事業所についても、商業統計より、平成11年に82事業所あった卸売業が平成26年には57事業所と31％減、小売業においては平成11年に312事業所あったものが平成26年には189事業所と40％減、製造業においても平成7年に43事業所あったが平成26年には40％減少しており、製造品の出荷額については平成7年に6,127百万円から19.9％減少の4,907百万円となっており、長与町内の商工業ともに大変厳しい状況である。

（２）目標

長与町の生産性を短期間に向上させることを実現するため、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に６件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

長与町の多様な産業が長与町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く

事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備

投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化

法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

　対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、先端設備等の導入により、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更を伴うものについては、当該先端設備等により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減につながること、又は今後予想される人員不足や技術承継等の経営課題に予め対応するものであるなど、中長期的に見て雇用の安定に資すると認められるものは認定の対象とする。

・健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

・町税滞納者及び町税未申告者（国民健康保険税を含む。）に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。